

第1回 徳島県読書バリアフリー推進協議会

日時：令和4年9月16日（金）
午後2時から午後3時30分まで

開催方法：Web会議（1106会議室）

目 次

目 次	-----	1
第1回協議会 開催要項	-----	2
徳島県読書バリアフリー推進協議会設置要綱	-----	3
徳島県読書バリアフリー推進協議会委員名簿	-----	4

※その他説明資料は別冊

第1回協議会 開催要項

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 日 時 | 令和4年9月16日（金）
午後2時から午後3時30分まで
（午後1時30分から入室可能） |
| 2 | 開催方法 | Web会議（オンライン会議Zoom使用） |
| 3 | 会 場 | 徳島県庁11階 1106会議室（事務局使用） |
| 4 | 次 第 | （1）開会
（2）教育委員会あいさつ
（3）委員長・副委員長あいさつ
（4）議事
①読書バリアフリー推進事業について
・令和3年度成果指標報告
・令和4年度事業報告
②その他（読書バリアフリー推進についての
意見交換等）
（5）事務連絡
（6）閉会 |
| 5 | その他 | 会議中は資料の画面共有はいたしませんので、
資料をお手元に御用意ください。 |

徳島県読書バリアフリー推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この協議会は、徳島県読書バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより読書が困難な者（以下「視覚障がい者等」という）の読書環境を整備・充実させることにより、障がいの有無に関わらず、すべての県民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受し、一生を通じて学び続け、人生を豊かにできる社会の実現を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議・提言等を行う。

- ①視覚障がい者等の読書環境の整備・充実について
- ②視覚障がい者等の読書環境の整備を通じた共生社会の推進について
- ③視覚障がい者等の当事者、図書館、ボランティア団体、行政機関等との連携の構築について
- ④その他、徳島県読書バリアフリー推進計画について

(構成)

第4条 協議会は、次の者をもって委員15名以内で組織し、教育長が委嘱する。

- ①学識経験者
- ②福祉関係者
- ③障がい者団体等関係者
- ④教育関係者
- ⑤ICT関係者
- ⑥図書館関係者
- ⑦ボランティア関係者

2 委員には、視覚障がい等の当事者を含めることとする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、協議会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 協議会は、委員長がこれを招集し、会議を主宰する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、県教育委員会生涯学習課において行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月8日から施行する。

徳島県読書バリアフリー推進協議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

任期：令和3年1月25日～令和5年1月24日

令和4年4月1日現在

番号	氏名	所属団体名称等・役職
1	泉 理加	特定非営利活動法人チルドリン徳島 理事長
2	内田 敬久	徳島視覚支援学校 研究情報課 課長
3	川村 美樹	徳島県発達障がい者総合支援センター 所長
4	喜馬 久典	徳島県特別支援学校長会 会長
5	久米 清美	(社福) 徳島県身体障害者連合会 理事長 (公財) 徳島県視覚障害者連合会 会長
6	西條 美鈴	視聴覚障がい者支援センター 総括専門企画員
7	高橋 律子	徳島県立図書館 資料・児童担当 主査兼係長
8	高原 光恵	鳴門教育大学教職大学院 准教授
9	田房 英子	点訳 ^{さん} の会 代表
10	富樫 敏彦	児童発達支援・放課後等デイサービス運営会社顧問 (元大学准教授)
11	長尾 美津子	日本ALS協会徳島県支部事務局
12	濱口 和弥	徳島県立総合教育センター GIGAスクール推進課 課長
13	丸山 幸子	阿波市立図書館 館長
14	宮内 笑子	音訳ボランティア
15	宮本 晴江	徳島大学 学術情報部図書情報課 副課長